

I.都市計画マスタープランの基本的事項

都市計画マスタープランは都市計画法に基づき、将来都市像やまちづくりの方向性を総合的に示す計画で、今後の都市計画の見直しや都市施設の整備を進める上で指針となるものです。本章では、都市計画マスタープランの位置づけや目標年度などについて記載します。

1. 都市計画マスタープランの趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 都市計画マスタープランの構成

1. 都市計画マスタープランの趣旨

(1) 計画の背景・目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づくもので、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「市町村の基本構想」に即して定めるものです。土地利用や道路、公園、下水道等の整備、自然環境の保全など、長期的視点に立った望ましい将来都市像やまちづくりの方向性を総合的に示す計画であり、今後の都市計画の見直しや都市施設の整備を進める上での指針となるものです。

熊野町では、平成 16 年 3 月に「熊野町都市計画マスタープラン」を策定しており、平成 24 年に一部内容の改定を行っています。しかし、策定後 10 年以上が経過しているとともに、本格的な人口減少社会、少子高齢社会の到来、都市型災害や大規模な災害発生の懸念、環境への意識の高まりなど、本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化してきました。

このような社会情勢の変化や現状の課題に適切に対応し、これまでのまちづくりの方針を検証して改善した上で、広域的に捉えたまちづくりを推進するための都市計画の基本的な方針を定めることを目的として、『熊野町都市計画マスタープラン（以下、「本計画」という。）』を策定するものです。

(2) 計画の役割

都市計画は、その目的の実現には時間を要するものであることから、中長期的な見通しをもって定める必要があります。

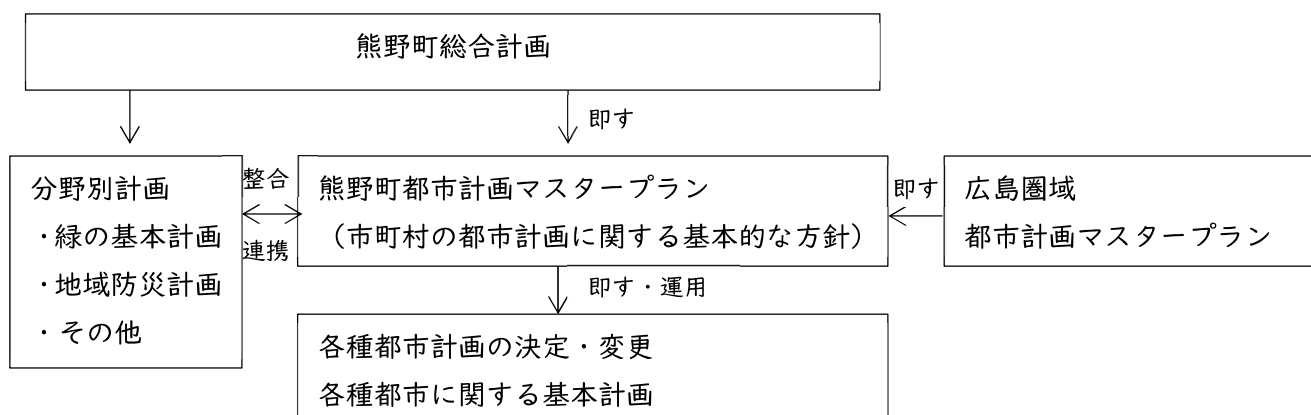
本計画は、創意工夫の下に町民の意見を反映させ、あるべき都市像・地域像の実現に向けて、都市計画の方針等をきめ細かくかつ総合的に定めるものであり、以下の役割が期待されます。

- ・将来都市像の明示
- ・町が定める都市計画の方針
- ・都市計画の総合性・一体性の確保
- ・町民の理解による都市計画の合意形成の円滑化

2. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「熊野町総合計画」や広島県が策定する「広島圏域都市計画マスタープラン」に即するとともに、その他の分野における関連計画と整合・連携を図り策定するものです。

また、各種都市計画の決定や変更、都市に関する基本計画を策定する際は、本計画との整合を図りつつ、運用しなければなりません。



3. 都市計画マスタープランの構成

(1) 計画対象区域

計画対象区域は、都市計画区域である本町全域とします。

(2) 目標年度

本計画の目標年度は、中長期的なまちづくりの方向性を視野に入れつつ、概ね 20 年後の令和 22 年（2040 年）を展望しつつ、10 年後の令和 12 年（2030 年）までとします。ただし、今後の社会情勢の変化や上位計画等の改訂に対応するため、必要に応じて見直すものとします。

(3) 計画の構成

都市計画マスタープランは、「全体構想」、「地域別構想」、「計画の推進方針」で構成されます。

